

## ⑥平成30年度実践体制評価の概要

### 【実践体制評価とは】

提案型集約化施業を進める上での基本的な項目が、森林組合等林業事業体(以下 事業体等)の組織内で具体化され、提案型集約化施業の実行体制が確立しているかを審査機関(実践体制評価委員会)が専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

### 【期待される効果・メリット】

- ・審査を通じて、組織の取組内容を再認識し、課題や改善すべき事項を把握することで、提案型集約化施業の質の向上および森林所有者へのサービス向上につながる。
- ・**認定事業体に所属し、かつ集約化実績を有する者は森林施業プランナーの認定を受けることができる。**
- ・事業体等が体制評価認定を受けることにより「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」の、【林業機械作業システム整備】【林業機械リース支援】に取り組む場合の交付率を最大1/2まで引き上げる条件の一つを満たすことができる(通常は1/3以内)。

【対象】森林組合、林業事業体 等

【審査料】現地審査員の旅費・謝金の1/2(詳細は別途見積り)

### 審査から認定までの流れ

認定を受けたい事業体等

①申請



④審査結果の通知

審査機関  
**実践体制評価委員会**  
【窓口:全森連】

②審査員派遣



③報告

審査員による現地審査

※審査員は現地審査の結果を委員会に報告し、委員会において最終審査を行う。  
(現地で審査講評はしない)

### 現地審査 (当日イメージ)

#### 【1日目】

(午前)

- ・基本方針や事業計画など
- ・森林施業提案書や完了報告書

(午後)

- ・コスト分析の取組み
- ・完了現場の確認(現場確認)
- ・現場職員(外注先)のヒアリング

#### 【2日目】

(午前)

- ・事務所職員(会計担当など)のヒアリング
- ・集約化業務従事者のヒアリング
- ・その他確認

### <審査の様子>

